

世田谷区告示第 7 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 1 0 月 1 5 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

(1) 2 8 - 1

(2) 2 8 - 1

2 変更の区間

(1) 世田谷区喜多見五丁目 2 9 6 0 番 1 地先無番

(2) 世田谷区喜多見五丁目 2 9 6 0 番 1 地先無番

3 変更の区域

(1) 延 長 1 3 . 0 9 メートル

幅 員 0 . 0 0 メートルから 3 . 5 4 メートルまで

面 積 2 0 . 6 1 平方メートル

(2) 延 長 8 . 2 5 メートル

幅 員 0 . 2 5 メートル

面 積 2 . 0 7 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	喜多見五丁目24番
----	-----------

